

各種申告書の記載例

○ 令和8年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正が行われています。これにより新たに扶養親族等を有することとなった場合は、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出することとなりますので、提出漏れがないようご注意ください。

令和8年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	所轄税務署長等 給与の支払者の名称（氏名） 税務署長 〇〇市△△町3-3	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 太 郎 あなたの個人番号 111223344556677	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 太 郎 あなたの個人番号 111223344556677	あなたの生年月日 58年1月1日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7
2	源泉控除対象配偶者 山 川 明 子 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 明 子 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 明 子 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	あなたの生年月日 58年10月5日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7
3	源泉控除対象親族（16歳以上） 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	あなたの生年月日 17年2月4日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7
4	源泉控除対象配偶者・源泉控除対象親族（16歳以上） 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	あなたの生年月日 17年2月4日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7

1 氏名、住所などの記入

令和8年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	所轄税務署長等 給与の支払者の名称（氏名） 税務署長 〇〇市△△町3-3	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 太 郎 あなたの個人番号 111223344556677	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 太 郎 あなたの個人番号 111223344556677	あなたの生年月日 58年1月1日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7

▶① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族の記入

令和8年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	源泉控除対象配偶者 山 川 明 子 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 明 子 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 明 子 山 川 一 郎 山 川 春 子 山 川 二 郎 山 川 隆 雄	あなたの生年月日 58年10月5日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	あなたの住所 〇〇市××町23-7

▶① A 源泉控除対象配偶者

あなた（令和8年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和8年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。
なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与と所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶② B 源泉控除対象親族

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

- ①扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人（控除対象扶養親族）
イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成23年1月1日以前に生まれた人）
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
（イ） 年齢16歳以上30歳未満の人（平成9年1月2日から平成23年1

- 月1日までの間に生まれた人）
（ロ） 年齢70歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人）
（ハ） 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和8年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。
②あなたと生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）で令和8年中の合計所得金額の見積額が62万円超100万円以下の人

退職所得を除くと令和8年中の合計所得金額の見積額が**62万円以下**となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

○ 令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

※ 本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書									
1 所轄税務署長 給与の支払者の 名称(氏名) 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地(住所) 税務署長		給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社 給与の支払者の 法人番号 111223344556677 給与の支払者の 所在地(住所) 〇〇市△△町3-3		(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ あなたの住所 又 は 居所 山 川 太 郎 〇〇市××町23-7		記載のしかたはこちら 基・配・特・所			
2 ◆給与所得者の基礎控除申告書◆ ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 所得の種類 収入金額 所得金額 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000 (2) 給与所得以外の所得の合計額 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 6,973,000 ○ 控除額の計算 480万円以下 104万円 489万円超 655万円以下 (A) 67万円 655万円超 900万円以下 (B) 62万円 900万円超 950万円以下 (C) 62万円 950万円超 1,000万円以下 (C) 62万円 1,000万円超 2,350万円以下 48万円 2,350万円超 2,400万円以下 32万円 2,400万円超 2,450万円以下 32万円 2,450万円超 2,500万円以下 16万円 基礎控除の額 620,000 ◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆ ○ 配偶者の氏名等 (フリガナ) 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ 2223344556677 山 川 明 子 58 10 5 あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 配偶者 生計を一にする事実 ○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算 所得の種類 収入金額 所得金額 (1) 給与所得 1,240,000 500,000 (2) 給与所得以外の所得の合計額 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 500,000 ○ 控除額の計算 配偶者の基礎控除の額 380,000 配偶者特別控除の額 3 ◆この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。 4 ◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆ ○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の1)をご確認ください。 (フリガナ) 特定親族の生年月日 特定親族の個人番号 特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所 同居住者である特定親族 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 特定親族特別控除の額 特定親族の氏名 ヤマカワ ハルコ 6167781819901011 子 平 18年3月3日 1,000,000 410,000 1 山 川 春 子 2 ○ 控除額の計算 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 特定親族特別控除の額 5 ◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。 あなた自身が特別障害者 ^(※1) 扶養親族 ^(※2) 扶養親族が年23歳未満 ^(※3) 扶養親族が年23歳未満 ^(※3) 特別障害者に該当する事実 あなた自身が特別障害者 ^(※1) 扶養親族 ^(※2) 扶養親族が年23歳未満 ^(※3) 扶養親族が年23歳未満 ^(※3) 特別障害者に該当する事実 あなた自身が特別障害者 ^(※1) 扶養親族 ^(※2) 扶養親族が年23歳未満 ^(※3) 扶養親族が年23歳未満 ^(※3) 特別障害者に該当する事実 あなた自身が特別障害者 ^(※1) 扶養親族 ^(※2) 扶養親族が年23歳未満 ^(※3) 扶養親族が年23歳未満 ^(※3) 特別障害者に該当する事実									

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の 名称(氏名) 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地(住所) 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社 給与の支払者の 法人番号 111223344556677 給与の支払者の 所在地(住所) 〇〇市△△町3-3	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ あなたの住所 又 は 居所 山 川 太 郎 〇〇市××町23-7
--	--	---

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	(注) 6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

判定	区分Ⅰ		(A)	104万円
	□	655万円以下		
判 定	□	489万円以下	(A)	67万円
	□	489万円超 655万円以下		
	✓	655万円超 900万円以下	(B)	62万円
	□	900万円超 950万円以下		
	□	950万円超 1,000万円以下		
	□	1,000万円超 2,350万円以下		
定	□	2,350万円超 2,400万円以下	(C)	48万円
	□	2,400万円超 2,450万円以下		
	□	2,450万円超 2,500万円以下		32万円
	□	2,450万円超 2,500万円以下		
				16万円

基礎控除の額

620,000 円

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

▶① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和8年中の給与の収入金額（給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額）を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載されている「合計所得金額の計算について」をご確認ください。



左記のページは
こちらから



左記のページは
こちらから

●給与所得の計算欄

給与の収入金額		円		A
給与の収入金額 (A)		給与所得の金額		
1 円以上	740,999 円以下	0 円		
741,000 円以上	2,190,999 円以下	A - 740,000 円		
2,191,000 円以上	2,192,999 円以下	1,451,000 円		
2,193,000 円以上	2,195,999 円以下	1,453,000 円		
2,196,000 円以上	2,199,999 円以上	1,456,000 円		
2,200,000 円以上	3,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円	B	B × 2.8 - 80,000 円 円
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円		B × 3.2 - 440,000 円 円
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,100,000 円 円		
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がない場合)	A - 1,950,000 円 円		
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がある場合)	A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除 円		

(注)1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです(①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。

① (給与の収入金額^(※1) - 850万円) × 10%

※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円

② 給与所得控除後の給与等の金額^(※2)＋公的年金等に係る雑所得の金額^(※2)－10万円

※2 10万円を超える場合は、10万円

2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶ ② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所をチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶ ③ 区分 I

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号（A～C）を記載します。

③ この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		6,973,000 円

(注) 所得金額控除額や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

判定	☐ 489万円超 104万円	区分Ⅰ (生A～Cを記入)
	☐ 489万円超 655万円以下 (A)	
	☒ 655万円超 900万円以下 (B)	基礎控除の額 620,000 円
	☐ 900万円超 950万円以下 (C)	
	☐ 950万円超 1,000万円以下 (B)	
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下 (C)	
定	☐ 2,350万円超 2,400万円以下	48万円
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	☐ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

① 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ヤマカワ アキコ	2[2]3[3]3[4]4[5]5[6]6[7]7[8]	大平 58 年 10 月 5 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合、配偶者の住所又は居所		配偶者の住所である配偶者
山 川 明 子		生計を一にする事実

② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,240,000 円	500,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		500,000 円

③ 判定

☐ 62万円以下かつ年齢70歳以上 (第32.1項前段)	(1)	配偶者控除 区分Ⅱ ②
☒ 62万円以下かつ年齢70歳未満 《老人控除対象配偶者に該当》	(2)	
☐ 62万円超95万円以下	(3)	
☐ 95万円超133万円以下	(4)	

④ 控除額の計算

区分Ⅱ	
(4) (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)	
①	②
A 48万円	38万円
B 32万円	26万円
C 16万円	13万円

配偶者控除 380,000 円

配偶者特別控除の額 円

※ (配偶者控除の額)又は(配偶者特別控除の額)欄に「判定」及び「控除額の額」の表示がなされています。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※1 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。

2 所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか1人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

▶❶ 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等（異動）申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶2 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶ ③ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計

額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号（①～④）を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶ ④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に基礎控除申告書の区分Ⅰの判定結果（A～C）とこの申告書の区分Ⅱの判定結果（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶5 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分Ⅰ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 給与所得者の特定親族特別控除申告書の記入

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当する場合は、裏面の3-1の①をご確認ください。		○ 特定親族の生年月日 (平成12年～平成20年11月)		○ あなたの特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所		○ 非居住者である特定親族の生計を一にする事実		○ 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		○ 特定親族特別控除の額	
1	(フリガナ) 特定親族の氏名 ヤマカワ ハルコ 山川 春子	特定親族の個人番号 616177818990011	子	平成18年3月3日				1,000,000 円	410,000 円		
2				平成 年 月 日				円	円		
○ 控除額の計算											
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下	
控除額		63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円	

※ 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

▶① 特定親族の氏名、個人番号など

「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(平成16年1月2日～平成20年1月1日生)の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が62万円超123万円以下である人をいいます。一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、特定親族が非居住者である場合には、「非居住者である特定親族」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)

申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶② 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶③ 特定親族特別控除の額

「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

5 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

1	あなた自身が特別障害者 ^(注2) ☐ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者 ☐ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者 ☒ 扶養親族が年齢23歳未満(平成12以後生) (右の★欄のみを記載)	2	(フリガナ) 左記の者の個人番号 ヤマカワ ジロウ 山川 二郎 あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所 左記の者の生年月日 21年5月17日 左記の者の左記の者の本年中の合計所得金額の見積額 子 0 円	3	★特別障害者 特別障害者に該当する事実 ☐ 扶養控除等申告書のとおり
---	--	---	--	---	---

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。

なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160 障害者控除」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和8年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和8年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。

▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等(異動)申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

○ 令和 8 年分 給与所得者の保険料控除申告書

令和 8 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

[illegible]

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 ☐ 2 給与の支払者の 人 番 号 税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)	〇〇〇〇 株式会社 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者個人を除きます。1段記載してください。	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ 山 川 太 郎
	給与の支払者の 所 在 地 (住所)	〇〇市△△町3-3	あなたの住所 又 は 居 所	〇〇市××町23-7

▶ ① 所轄稅務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 生命保険料控除額の記入

[illegible]

▶ ① 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書と契約書などを参考に記載します（「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します）。なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます）であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

▶ ② 一般の生命保険料

年齢 23 歳未満（平成 16 年 1 月 2 日以後生）の扶養親族を有する場合で一般の生命保険料（新保険料等）に限りする。）の金額が一定のときは、「☆年齢 23 歳未満の扶養親族」欄に、その扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します（この場合、新生命保険料に係る控除額の計算については計算式Ⅱを用い、一般の生命保険料の控除額の上限は 6 万円となります。）」。

なお、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

(イメージ) 保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和 8 年分 生命保険料控除証明書

契約番号（証券記載番号） ○○○○△△△△		保険払込期間 10年	保険種類 養老	適用制度 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 ○年○月○日	保険期間 10年	年金支払開始日	
保険金受取人名 山川 明子			保険受取人生年月日 ○年○月○日	
一般	一般の生命保険料（A） 80,000 円	配当金（相当額）（B） 0 円	一般証明額（A－B） 80,000 円	
介護	介護医療保険料（C）	配当金（相当額）（D）	介護医療証明額（C－D）	
年金	個人年金保険料（E）	配当金（相当額）（F）	個人年金証明額（E－F）	

(記載例の控除額の計算)

②欄：80,000 円 $\times$ 1 / 4 + 30,000 円 = 50,000 円（計算式Ⅱ）

③欄：35,000 円 $\times$ 1 / 2 + 12,500 円 = 30,000 円（計算式Ⅲ）

⑤欄：50,000 円 + 30,000 円 = 80,000 円 → 最高 60,000 円

①欄：控除額は、⑤の金額→60,000円

▶③ 介護保険料

(記載例の控除額の計算)

④欄：80,000円×1/4+20,000円=40,000円（計算式Ⅰ）

▶ 4 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)

⑥欄：30,000円×1/2+10,000円=25,000円（計算式Ⅰ）

⑦欄：90,000円×1/4+25,000円=47,500円（計算式Ⅲ）

⑧欄：25,000円 + 47,500円 = 72,500円 → 最高 40,000円

⑧欄：控除額は、⑦と⑧のいずれか大きい金額→47,500円

▶ 5 生命保險料控除額

(記載例の控除額の計算)

$$\textcircled{イ} 60,000\text{円} + \textcircled{ロ} 40,000\text{円} + \textcircled{ハ} 47,500\text{円} = 147,500\text{円}$$

→最高 120,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 地震保険料控除額等の記入

1

地震 保 険 料 控 除	保 険 会 社 等 の 名 称	保 険 等 の 種 類 (目的)	保 険 期 間	保 約 者 の 氏 名 の 姓 名	地 震 保 険 料 又 は 旧 長 期 損 害 保 険 料 区 分	給 与 の 支 払 者 の 確 認
	××火災	地震 (建物)	5年	山川 太郎	⑧ ⑨	円
				〃	旧長期	
	▲▲火災	積立 傷害	20年	山川 太郎	地 震	円
				〃	旧長期	
④のうち地震保険料の金額の合計額						⑧ 42,000 円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						⑨ 14,800 円
④の金額(⑧の金額が10,000円を超える場合は、 $\text{⑧} \times 1/2 + 5,000$ 円) ※						(最高50,000円) 50,000 円

2

社 会 保 険 料 控 除	社 会 保 険 の 種 類	保 険 料 支 払 先 の 名 称	保 険 料 を 負 担 す る こ と に な っ て い る 人 の 氏 名	あ な た が 本 年 中 に 支 払 っ た 保 険 料 の 金 額
				円
合 計 (控 除 額)				円

3

小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	種 類	あ な た が 本 年 中 に 支 払 っ た 掛 金 の 金 額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合 計 (控 除 額)		円

1 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。）。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

（保険料控除証明書からの記載例）

（イメージ）地震保険料控除証明書（一部抜粋）

令和8年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象 又は被保険者	建物
保険期間	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000 円
控除対象保険料	42,000 円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

（記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算）

地震保険料の控除額

42,000円（⑧の金額、最高50,000円）

+12,400円（⑨の金額が10,000円を超える

場合は⑨×1/2+5,000円、最高15,000円）

=54,400円→最高50,000円

2 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

3 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

※記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高○○○円のうち、○○○円を負担することとします。」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。

なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(記載例 2) 令和 3 年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和 8 年分について年末調整でこの控除を受ける場合
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

(この記載例は、令和 8 年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書
令和 8 年分

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	国税 太郎
給与の支払者の法人番号		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-×
〇〇 税務署長	〇〇支〇〇×-×-×		

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	④ 住 宅 の み	⑤ 土 地 等 の み	⑥ 住宅及び土地等	⑦ 増改築等に係る借入金等の計算(注1)
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	① () 円	() 円	(39,500,000) 円	(39,500,000) 円
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	② () 円	() 円	(19,750,000) 円	() 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	③ () 円	() 円	(19,750,000) 円	() 円
③ × 「居住用割合」	④ (100.0 %) 円	(100.0 %) 円	(100.0 %) (注2) 円	() 円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	⑤ (最高 4,000 万円) 円	年間所得の見積額 (3,000 万円を超える場合は、控除の対象外となります。)(注1)	8,800,000 円	() 円
特定増改築等の費用の額(注3)	⑥ () 円	(備考)		
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑤と⑥の少ない方)(注3)	⑦ (最高 万円) 円	(注1) 増改築等に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、⑥欄で計算した金額のうち居住用割合と⑦欄の居住用割合とを比較し、少ない方の金額を適用します。また、⑦欄の金額が⑥欄の金額を超える場合は、⑥欄の金額を適用します。(注2) ⑥欄の金額が⑦欄の金額を超える場合は、⑦欄の金額を適用します。(注3) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方は、⑥欄及び⑦欄の金額のいずれか少ない方の金額を適用します。		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑤×1%)	⑧ (最高 400,000 円) 円	重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(記入に当たっては、同額の欄を記入してください。)	(最高 円) 円	() 円

給与の支払者に提出していただく欄

重複適用(の特例)を受ける方は、②の説明を参考に記入します。

令和 8 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和 3 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

〇〇市△△町×-××-×

令和 4 年 〇 月 〇 日

国税 太郎 様

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇

(証明事項)(令和 3 年中居住者用)

① 居住開始年月日(特別特定)	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価等の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合
令和 3 年 〇 月 〇 日	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %	12,500,000 円	100.0 %	50.00 %

⑧ 居住開始年月日	⑨ 増改築等の費用の額	⑩ 特定増改築等の費用の額	⑪ 居住用割合	⑫ 連帯債務割合	⑬ 特例期間(11年目～13年目)(※)における控除限度額
年 月 日	円	円	%	%	(※) 令和 13 年分～令和 15 年分 66,600 円

(参考) 適用開始日の前日 200,000 円 各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除限度額はありますが、この金額を超えても構いません。

証明事項の各欄は、令和 3 年分の申告に基づいて記載しています。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入	住 所	〇〇市△△町×-××-×
れ等をしている者	氏 名	国 税 太 郎
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 39,500,000 円
	当初金額	令和 3 年 7 月 17 日 40,500,000 円
償還期間又は賦払期間	令和 3 年 7 月から 令和 28 年 6 月まで	の 25 年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額		円
(摘要)	連帯債務者	国 税 春 子

『控除申告書』の①欄に転記します。

イ ①欄 には、2 か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します(⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑧又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。)。連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄のかつこ内に記入します。住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

本年の住宅借入金等の年末残高× $\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初残高}}$

ロ 「④欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」又は「⑩欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」が異なる場合は、下の算式により計算した i と ii を合計した割合を⑧欄の④のかつこ内に記入します。なお、割合は小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 4 位を切り上げて記入します(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。)。 (算式)

$$\begin{aligned} \text{i} & \frac{(\text{⑩の金額又は⑩の金額})}{(\text{⑩の金額又は⑩の金額}+\text{⑧の金額})} \times (\text{⑦又は⑬の割合}) = \underline{\hspace{2cm}} \\ \text{ii} & \frac{(\text{⑧の金額})}{(\text{⑩の金額又は⑩の金額}+\text{⑧の金額})} \times (\text{⑦の割合}) = \underline{\hspace{2cm}} \end{aligned}$$

ハ 住宅借入金等特別控除の重複適用(の特例)を受ける方は、『控除申告書』の重複適用 1 枚目及び重複適用 2 枚目の⑧欄の住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用 1 枚目の重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

ニ 「備考」欄の記入に当たっては次によります。

- 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
- ⑧欄の④のかつこ内の記入に当たり、上記ロの算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(記載例) 令和7年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和8年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

(この記載例は、令和8年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。
なお、調書方式の場合で令和9年分以降は、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等を基に年末残高を記載してください。

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社		(フリガナ) あなたの氏名	国税 太郎
給与の支払者の法人番号	12345678901234567890		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-××
給与の支払者の所在地(住所)	〇〇市△△町×-××-××		〇〇 税務署長	

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算
	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	① ①のうち③に係るもの 円	② 円	③ 39,500,000 円	④ 2 円
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 50,000 円	⑧ 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 19,750,000 円	⑫ 円
③ × 「居住用割合」	⑬ 100.0 % 円	⑭ 100.0 % 円	⑮ 100.0 % 円	⑯ 円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	⑰ 最高 3,000 万円 円	⑱ 年間所得の見積額 円	⑲ 8,800,000 円	⑳ 円
住宅借入金等特別控除額(⑤ × 0.7 %)	㉑ 最高 210,000 円 円	㉒ 円	㉓ 円	㉔ 円

(備考) 138,200

重複適用を受ける方は、ハの説明を参考に記入します。

調書方式の場合は、原則、控除見込額が記載されるため、計算の参考にしてください。
なお、繰上返済などにより、㉑、㉒又は㉓欄に記載された年末残高と実際の住宅借入金等の年末残高が異なることとなった場合には、実際の年末残高により計算する必要があります。

この申告書及び証明書を、令和8年分の年末調整を受ける際、必ず提出し、確定申告書に添付してください。

調書方式の場合は、調書方式の調書に提出してください。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入	住 所	〇〇市△△町×-××-××	
れ等をしている者	氏 名	国 税 太 郎	
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	3 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	39,500,000 円	
	当初金額	40,500,000 円	
償還期間又は賦払期間	令和7年7月からの25年間		
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額			
(摘要)	連帯債務者 国 税 春 子		

『控除申告書』の①欄に転記します。

イ ①欄には、2か所以上の金融機関等から年末残高等証明書の交付を受けている方は、その全てに基づいて、年末残高等証明書に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します(③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑧又は⑨の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。)
連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の括弧内に記入します。
住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

ロ 「A欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」が異なる場合は、C欄の④の括弧内の記入を省略して、下の算式により計算した i の金額と ii の金額の合計額をC欄の④に記入します。
(算式)

$$\begin{aligned} \text{i ③欄の③の金額 (円)} &\times \frac{\text{B 欄の④の金額 (円)}}{\text{B 欄の④の金額 (円)} + \text{C 欄の④の金額 (円)}} \times \text{C 欄の④の割合 (％)} = \text{円} \\ \text{ii ③欄の③の金額 (円)} &\times \frac{\text{A 欄の④の金額 (円)}}{\text{A 欄の④の金額 (円)} + \text{B 欄の④の金額 (円)}} \times \text{A 欄の④の割合 (％)} = \text{円} \end{aligned}$$

ハ 住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける方は、『控除申告書』の重複適用1枚目及び重複適用2枚目の⑥欄又は⑧欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用1枚目の重複適用を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

ニ 「控除申告書」の「備考」欄の記入に当たっては次によります。
1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
2 ③欄の④の記入に当たり、上記の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
3 調書方式の場合は、「調書方式に対応する金融機関からの借入れ」などと、調書方式に対応する金融機関等からの借入れである旨を記載してください。

(注) 調書方式の場合の令和8年分の証明書兼申告書には、借換えがあるなど一定の場合を除き、原則、金融機関等から提出された年末残高等調書を基に年末残高金額が記載されています。年末残高金額が記載されていない場合には、返済計画表等を基に年末残高を確認してください。
なお、金融機関等から2以上の年末残高等調書の提出がある場合や住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける場合は、控除対象となる年末残高金額が証明書兼申告書に記載されているか内容を確認の上、必要に応じて返済計画表等を基に控除額の計算を行ってください。

令和8年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

左記の方の住宅借入金等特別控除に関する事項について次のとおり証明します。		
〇〇市△△町×-××-××		
令和8年〇月〇日		
〇〇 税務署長		
〇〇 〇〇		
(証明事項)(令和7年中居住者・認定住宅等用)		
① 居住開始年月日	② 家屋に関する事項	③ 土地等に関する事項
令和7年〇月〇日	④ 取得対価の額 11,000,000 円	⑤ 居住用割合 100.0 %
	⑥ 連帯債務割合 50.00 %	⑦ 取得対価の額 12,500,000 円
	⑧ 居住用割合 100.0 %	⑨ 連帯債務割合 50.00 %
⑩ 居住開始年月日	⑪ 増改築等に関する事項	⑫ 住宅の区分
年 月 日	⑬ 増改築等の費用の額 円	省エネ基準適合住宅・新築
	⑭ 居住用割合 円	
	⑮ 連帯債務割合 円	
住宅借入金等の年末残高に関する事項		⑯ 備 考
⑰ 住宅のみ	⑱ 土地等のみ	⑲ 住宅及び土地等
円	円	円
(備考) 調書方式の場合 140,000 円		(備考) 調書方式の場合 140,000 円

以下の場合、
空欄で表示されます(注)。
・証明書方式の場合
・調書方式で令和9年分以降の場合

証明事項の各欄は、令和7年分の申告に基づいて記載しています。